

卷頭言

NICU退院児の育児を地域で支える

広島県看護協会訪問看護事業局事業部

名越 静香

訪問看護が制度化され、すでに12年が経過します。1994年4月、健康保険法等の改正により、老人医療対象外の在宅難病患者、障害児（者）、末期がん患者等の療養者も対象に年齢の制限なく訪問看護が実施できるようになりました。

介護保険制度の導入や医療制度の改正に伴う入院日数の短縮化によって、医療依存度が高い在宅療養者の増加で訪問看護の利用者も多様化しています。

小児の領域では、障害や疾病を持つ場合の訪問看護は実施していましたが、“育児支援”を目的とした訪問看護は実施していませんでした。2003年、「NICUを退院した児の在宅医療・育児を支えるための地域システムに関する研究事業」に参画し、“育児支援”的に訪問看護を行う契機を得ました。

実施してみると、訪問看護を利用されたご家族からは、安心して育児ができ、と好評でした。ご家族から大きな信頼を寄せて頂き、やや消極的だった訪問看護師たちも、これまでの訪問看護とは異なったやりがいに“育児支援”積極的に取り組むようになりました。ときには、行き詰まり悩む事もありますが、研修会やカンファランス等を開いて研鑽しています。

訪問看護ステーションで定期的に開いている「まちの保健室」でも、乳児を抱いて相談やお喋りにみえる若いお母さんもあります。育児に悩み、ストレスを感じている母親も多く、その人たちへのサポートの必要性を実感しています。

また、訪問看護を利用していただくには医師の指示書が必要です。医師や臨床の看護師の方々に訪問看護の存在と理解を頂くために日ごろからのきめ細かな連携、アピールの大切さを感じています。

“育児支援”を必要としている人にたちに、できるだけ多くの訪問看護ステーションが、各々の地域で、質の高い訪問看護でサポートできるよう、病院と地域が連携し、地域での“育児支援ネットワーク”的の実現に向けて微力ながら努力しています。